

令和3年度補助事業の概要
(公益社団法人 伊勢湾海難防止協会)

船舶の湾外避難等の措置に関する調査検討

海事関係者、海域利用者、関係官公庁職員等により構成する「船舶の湾外避難等の措置に関する調査検討委員会」において調査検討を行い、「伊勢湾・三河湾における湾外避難等の勧告基準」を策定。この勧告基準は、伊勢湾・三河湾台風等対策協議会で運用される。

伊勢湾・三河湾における湾外避難等の勧告基準

1 湾外避難等の発令・解除基準

1.1 伊勢湾における湾外避難勧告及び入湾回避勧告

伊勢湾が台風（中心付近の最大風速が40m/sec以上の台風に限る。）の暴風警戒域内にあるとき、原則として、強風域に入る24時間前から暴風域を抜けるまでの間、湾外避難勧告及び入湾回避勧告を発出するものとする。ただし、夜間の場合は、日没24時間前までに同勧告を発出するものとする。

1.2 三河湾における湾外避難及び入湾回避に関する注意情報

三河湾（知多湾を含む。以下同じ）が台風（中心付近の最大風速が40m/sec以上の台風に限る。）の暴風警戒域内にあるとき、原則として、強風域に入る24時間前から暴風域を抜けるまでの間、湾外避難及び入湾回避に関する注意情報を発出するものとする。

また、三河湾が同基準に該当しない場合であっても、伊勢湾における湾外避難勧告及び入湾回避の発令・解除に合わせて、同注意情報の発出・解除を行う。

ただし、何れも、夜間の場合は、日没24時間前までに発出するものとする。

2 対象船舶

船種	船舶の大きさ
自動車運搬船	長さ160m以上
コンテナ船	
ガスタンカー	
タンカー	
客船・フェリー	長さ200m以上
貨物船	
危険物積載船（液化ガスタンカーを除く）※	総トン数5万トン以上
液化ガスタンカー ※	総トン数2万5千トン以上

【対象外】

1. 定期航路を航行する内航船舶
2. 航行区域が「平水」「沿海」又は「限定沿海」の船舶
3. 乗客乗船中の客船又はフェリー（大型クルーズ船を含む）

※印は、海上交通安全法施行規則に定める特別危険物積載船を指す。

3 伊勢湾における勧告の内容

勧告の種類	勧告の内容
湾外避難勧告	伊勢湾内（港内を含む）に在る勧告対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない伊勢湾外の海域へ避難すること。ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶を除く。
入湾回避勧告	伊勢湾に入湾しようとする勧告対象船舶は、入湾を回避すること。ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶又は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない伊勢湾外の海域へ避難する船舶は除く。

4 三河湾における注意情報の内容

種 類	内 容
湾外避難	三河湾内（知多湾及び港内を含む）に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない三河湾外の海域へ避難すること。但し、台風の影響の少ない三河湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶を除く。
入湾回避	三河湾に入湾しようとする対象船舶は、入湾を回避すること。ただし、台風の影響の少ない三河湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶又は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない三河湾外の海域へ避難する船舶は除く。



【調査検討委員会の状況】